# 公　告

## 諮　事　項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第３５号**
岐阜県高山市石浦町８丁目17番地
債務者　大倉かな江
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２３年（フ）第１２２号**
三重県四日市市市場町938番地26
債務者　坂口ひとみ（旧姓池山）
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第４５１号**
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目５番16号大江ヴィラ202号
債務者　越馬　島子
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４６５号**
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目45番９号ロイヤルコート武庫之荘303号
債務者　服部　昌平
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第５２０号**
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目74番地の６
債務者　内海　妙子
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第４１号**
兵庫県南あわじ市八木養宜上1182番地６
債務者　坂本　妙子
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２３年（フ）第４４号**
鳥取県米子市淀江町福岡1042番地
債務者　中田　宮枝
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第５４号**
鳥取県米子市旗ヶ崎１丁目５番22号　105号
債務者　原田　　敦
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第８１号**
広島県三原市港町１丁目10番６号
債務者　馬場　良江
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第８２号**
広島県尾道市因島土生町1906番地15
債務者　坂根　茂雄
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第９２号**
山口県下関市上田中町３丁目11番４号
債務者　太田　　努
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第１０１号**
山口県下関市長府金屋町１番12号
債務者　延井　睦子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第１０２号**
山口県下関市長府金屋町１番12号
債務者　延井　貞夫
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第１０８号**
山口県下関市垢田町２丁目11番８号　ハイツセレステ102号
債務者　山内　亜衣（旧姓奥原）
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２３年（フ）第１９号**
徳島県美馬市脇町字西赤谷3103番地10
債務者　永山　玲子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２３年（フ）第４７号**
福岡県柳川市下宮永町665番地
債務者　田中　栄子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２３年（フ）第３７７号**
北九州市八幡西区星和町３番15号
債務者　川崎　征勝
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部